

〈平成30年度以降入学の編入学生用〉
(3年課程修了者)
看護学部履修細則

平成30年4月1日 細則第16号

第1章 目的

(目的)

第1条 この細則は静岡県立大学学則第42条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 履修の届出

(履修登録)

第2条 学生は授業開始後3週間以内にその学期において履修しようとする授業科目を所定の方法(Web学生サービス支援システム)により申告しなければならない。

(履修登録の変更)

第3条 履修登録の変更は、登録期限後1週間に限り認める。

2 前項の変更は、履修登録変更後に担当教員の承認を得た後、所定の方法(Web学生サービス支援システム)により行う。

(同一時間重複履修の禁止)

第4条 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修することができない。

(既修得授業科目の再履修)

第5条 既に単位を取得した授業科目は、履修することができない。

第3章 試験及び成績の評価

(試験)

第6条 定期試験は、原則として授業終了後の試験期間に行う。ただし授業科目によっては随時行うことがある。

(成績の評価)

第7条 成績の評価は、試験の結果と平常の学習状況とを総合して授業科目担当教員がこれを行い、秀、優、良、可、不可の5区分とし、可以上を合格として所定の単位を与える。

2 履修を申告し、単位を修得しなかった授業科目は不可と判断する。

(単位認定報告書の提出)

第8条 担当教員は、試験終了後2週間以内に成績の評価を所定の方法(Web学生サービス支援システム)により行う。

(追試験)

第9条 次の理由で試験を欠席した者については、追試験を行うことができる。

- (1) 病気(ただし、医師の診断書を要する)
- (2) 忌引(1・2親等に限り、死亡の日より1週間以内)
- (3) 就職に関する事由(ただし、具体的に事情の具申あるもの)
- (4) その他やむを得ない事項(ただし、具体的に事情の具申あるもの)

2 前項の事由により追試験を希望する者は、定期試験の当該科目試験終了の日から1週

間以内に、所定の様式により学生室に届け出なければならない。

(再試験)

第10条 成績不良のため単位の修得ができなかった者に対しては、原則として再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により当該授業科目の担当教員が再試験の必要を認める場合には、これを行うことができる。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為を行った者には、当該科目を含むその学期（通年の科目においては年度）の、すべてあるいは一部の科目の履修単位を無効とする。又、学則第57条第1項に基づき懲戒処分を行うことがある。

(再履修)

第12条 前期又は前年度において単位を取得できなかった授業科目については、後期又は後年度において再び履修して単位の修得をはかることができる。

第4章 授業科目及び履修方法

(開設授業科目)

第13条 開設する授業科目、単位数及び配当年次は、別に定める。

(基礎分野Ⅰの履修方法)

第14条 基礎分野Ⅰの修得必要単位数は、10単位以上とする。但し、基礎分野Ⅱの「運動」、「研修」、「教育」の科目を含めて10単位以上とする。なお、平成27年度から「地（知）の拠点整備事業採択」により、新たに設けた「しずおか学」科目群（第3部門及び総合に配置）については、卒業までに最低2単位履修することとする。

(基礎分野Ⅱの履修方法)

第15条 基礎分野Ⅱの修得必要単位数は8単位とする。但し、「運動」、「研修」、「教育」の科目は基礎分野Ⅰと合わせて10単位以上とし、基礎分野Ⅱの修得必要単位数には含めないものとする。

(専門基礎分野の履修方法)

第16条 専門基礎分野の修得必要単位数は26単位以上とする。

(専門分野の履修方法)

第17条 専門分野の修得必要単位数は21単位以上とする。

第5章 入学前の既修得単位の認定

(入学前の既修得単位の認定)

第18条 編入学生は既に看護師国家試験受験資格に要する教育を修了していることより、専門基礎分野、専門分野のうち60単位（科目を特定しない）を既履修単位とする。

2 教授会の承認を経て学長決裁により既修得単位として認める。

第6章 進級・卒業要件

(卒業要件)

第19条 卒業するためには、2年以上在学し、基礎分野Ⅰ10単位以上、基礎分野Ⅱ8単位以上、専門基礎分野26単位以上、専門分野21単位以上の合計65単位以上を修得する。なお、卒業に必要な単位数は、入学前の既修得単位の認定を含め、入学年度の第1年次の同学年学生に規定されている125単位である。

2 第4年次において卒業要件を満たさず留年した者が、年度途中でその要件を満たした

場合は、卒業できることがある。

- 3 卒業・留年の決定は、教授会の議を経て行う。

第7章 他学部授業科目の履修方法

(他学部授業科目の履修方法)

第20条 他学部の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

- 2 前項に基づいて履修した者には、審査のうえ単位の認定を行うが、卒業必要単位数には算入しない。
- 3 第1項に定める許可願は、所定の書式により授業開始後2週間以内に学生室に提出するものとする。

第8章 編入学生のカリキュラムに指定されていない授業科目の履修方法

第21条 編入生のカリキュラムに指定されていない科目を履修しようとするときは、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

- 2 前項に基づいて履修した者には、審査のうえ単位の認定を行うが、卒業必要単位数には算入しない。
- 3 第1項に定める許可願は、所定の書式により授業開始後2週間以内に学生室に提出するものとする。

第9章 その他

(その他)

第22条 この細則に定めのない事項又はこの細則により難い特別の事情があると認められる事項については、教授会の議によるものとする。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

〈平成30年度以降入学の編入学生用〉

(2年及び5年課程修了者)

看護学部履修細則

平成30年4月1日 細則第16号

第1章 目的

(目的)

第1条 この細則は静岡県立大学学則第42条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 履修の届出

(履修登録)

第2条 学生は授業開始後3週間以内にその学期において履修しようとする授業科目を所定の方法(Web学生サービス支援システム)により申告しなければならない。

(履修登録の変更)

第3条 履修登録の変更は、登録期限後1週間に限り認める。

2 前項の変更は、履修登録変更後に担当教員の承認を得た後、所定の方法(Web学生サービス支援システム)により行う。

(同一時間重複履修の禁止)

第4条 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修することができない。

(既修得授業科目の再履修)

第5条 既に単位を取得した授業科目は、履修することができない。

第3章 試験及び成績の評価

(試験)

第6条 定期試験は、原則として授業終了時の試験期間に行う。ただし授業科目によっては随時行うことがある。

(成績の評価)

第7条 成績の評価は、試験の結果と平常の学習状況とを総合して授業科目担当教員がこれを行い、秀、優、良、可、不可の5区分とし、可以上を合格として所定の単位を与える。

2 履修を申告し、単位を修得しなかった授業科目は不可と判断する。

(単位認定報告書の提出)

第8条 担当教員は、試験終了後2週間以内に成績の評価を所定の方法(Web学生サービス支援システム)により行う。

(追試験)

第9条 次の理由で試験を欠席した者については、追試験を行うことができる。

- (1) 病気(ただし、医師の診断書を要する)
- (2) 忌引(1・2親等に限り、死亡の日より1週間以内)
- (3) 就職に関する事由(ただし、具体的に事情の具申あるもの)
- (4) その他やむを得ない事項(ただし、具体的に事情の具申あるもの)

2 前項の事由により追試験を希望する者は、定期試験の当該科目試験終了の日から1週

間以内に、所定の様式により学生室に届け出なければならない。

(再試験)

第10条 成績不良のため単位の修得ができなかった者に対しては、原則として再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により当該授業科目の担当教員が再試験の必要を認める場合には、これを行うことができる。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為を行った者には、当該科目を含むその学期（通年の科目においては年度）の、すべてあるいは一部の科目の履修単位を無効とする。又、学則第57条第1項に基づき懲戒処分を行うことがある。

(再履修)

第12条 前期又は前年度において単位を取得できなかった授業科目については、後期又は後年度において再び履修して単位の取得をはかることができる。

第4章 授業科目及び履修方法

(開設授業科目)

第13条 開設する授業科目、単位数及び配当年次は、別に定める。

(基礎分野Ⅰの履修方法)

第14条 基礎分野Ⅰの修得必要単位数は、14単位以上とする。但し、基礎分野Ⅱの「運動」、「研修」、「教育」の科目を含めて14単位以上とする。なお、平成27年度から「地（知）の拠点整備事業採択」により、新たに設けた「しずおか学」科目群（第3部門及び総合に配置）については、卒業までに最低2単位履修することとする。

(基礎分野Ⅱの履修方法)

第15条 基礎分野Ⅱの修得必要単位数は8単位とする。但し、「運動」、「研修」、「教育」の科目は基礎分野Ⅰと合わせて14単位以上とし、基礎分野Ⅱの修得必要単位数には含めないものとする。

(専門基礎分野の履修方法)

第16条 学部基礎科目の修得必要単位数は31単位以上とする。

(専門分野の履修方法)

第17条 専門分野の修得必要単位数は22単位以上とする。

第5章 入学前の既修得単位の認定

(入学前の既修得単位の認定)

第18条 編入学生は既に看護師国家試験受験資格に要する教育を修了していることより、専門基礎分野、専門分野のうち50単位（科目を特定しない）を既履修単位とする。

2 教授会の承認を経て学長決裁により既修得単位として認める。

第6章 進級・卒業要件

(卒業要件)

第19条 卒業するためには、2年以上在学し、基礎分野Ⅰ14単位以上、基礎分野Ⅱ8単位、専門基礎分野31単位以上、専門分野22単位以上の合計75単位以上を履修する。なお、卒業に必要な単位数は、入学前の既修得単位の認定を含め、入学した1年次の同学年同学部学生に規定されている125単位である。

2 第4年次において卒業要件を満たさず留年した者が、年度途中でその要件を満たした

場合は、卒業できることがある。

- 3 卒業・留年の決定は、教授会の議を経て行う。

第7章 他学部授業科目の履修方法

(他学部授業科目の履修方法)

第20条 他学部の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目の担当教員の承認を得たうえ、当該学部長の許可を受けなければならない。

- 2 前項に基づいて履修した者には、審査のうえ単位の認定を行うが、卒業必要単位数には算入しない。

- 3 第1項に定める許可願は、所定の書式により授業開始後2週間以内に学生室に提出するものとする。

第8章 編入学生のカリキュラムに指定されていない授業科目の履修方法

第21条 編入生のカリキュラムに指定されていない科目を履修しようとするときは、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

- 2 前項に基づいて履修した者には、審査のうえ単位の認定を行うが、卒業必要単位数には算入しない。

- 3 第1項に定める許可願は、所定の書式により授業開始後2週間以内に学生室に提出するものとする。

第9章 その他

(その他)

第22条 この細則に定めのない事項又はこの細則により難い特別の事情があると認められる事項については、教授会の議によるものとする。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。